

岡山県難病対策協議会設置要綱

(目的)

第1条 地域における難病患者への支援体制の課題を情報共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、県内における難病対策のあり方や体制の整備等について協議するため、岡山県難病対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は次の事項を審議する。

- (1) 患者の実態及びニーズの把握に関すること。
- (2) 難病及び小児慢性特定疾病等の調査研究の推進に関すること。
- (3) 患者の医療費の負担軽減に関すること。
- (4) 地域における保健・医療・福祉の充実連携に関すること。
- (5) 療養生活の質の向上を目指した福祉施策の推進に関すること。
- (6) 前条の目的を達成するために必要な難病対策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員30名以内をもって組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者、関係団体の代表者及び関係行政機関の職員等のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 役員は、委員の互選による。

(部会)

第6条 協議会に、岡山県特定疾患治療研究事業及び結核児童療育医療に関する患者の認定審査を行うため、特定疾患認定審査部会を設置する。

- 2 部会は、部会員若干名をもって組織する。
- 3 部会員は会長が委嘱する。
- 4 部会に部会長を1名置き、会務を総理する。ただし、部会長は委員でなけれ

ばならない。

- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する部会員のうちから部会長があらかじめ指名する部会員がその職務を代理する。
- 6 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって協議会の決議とすることができる。
- 7 第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「委員」とあるのは、「部会員」と読み替えるものとする。

(会議)

第7条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「出席委員」とあるのは「出席部会員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部医薬安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日付けで委嘱又は任命される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。